平成３０年（フ）第５２３号
東京都足立区綾瀬５丁目１－11　第二白梅荘203
債務者　岡崎　　勝
1　決定年月日時　平成30年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第５２４号
東京都足立区関原３丁目８－11－201
債務者　増子　征徳
1　決定年月日時　平成30年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第５２７号
東京都大田区南六郷３丁目１－18　瀬谷荘第一203
債務者　宮　　文子
1　決定年月日時　平成30年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第５３６号
東京都西東京市向台町４丁目21－35－308
債務者　里野　洋一
1　決定年月日時　平成30年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第５４２号
東京都豊島区西池袋２丁目１－14－103
債務者　影山　　翼
1　決定年月日時　平成30年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第５５５号
東京都墨田区江東橋４丁目５－６－803　日神パレステージ錦糸町第２
債務者　中村　美佳
1　決定年月日時　平成30年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第５５７号
東京都杉並区成田東２丁目30－22－205
債務者　塩田　　聡
1　決定年月日時　平成30年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第５５８号
東京都江東区亀戸９丁目33－２－1110
債務者　高野　優二
1　決定年月日時　平成30年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第５６６号
東京都町田市森野５丁目７－２－301
債務者　飯田　果奈
1　決定年月日時　平成30年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第５６９号
東京都墨田区東向島６丁目17－５－201
債務者　山口　　聡
1　決定年月日時　平成30年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３８号
神奈川県藤沢市片瀬２丁目15番14号　片瀬荘102号
債務者　佐藤　久枝
1　決定年月日時　平成30年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第５４号
横浜市金沢区並木１丁目１番１－306号
債務者　福島　安幸
1　決定年月日時　平成30年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月11日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１０号
沖縄県うるま市石川山城1703番地５　サンヒルズ仲村102号
債務者　與古田保則
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月18日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第９２４１号
東京都江東区亀戸７丁目65－19－302、前住所東京都江東区東陽５丁目７－６－201
債務者　柳　　妙子
1　決定年月日時　平成30年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月12日午後３時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３５号
東京都東久留米市滝山６丁目１番２－207
債務者　阿部　信行
1　決定年月日時　平成30年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月13日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部